

高齢者等世帯に対するごみ出し サポート事業を行っています

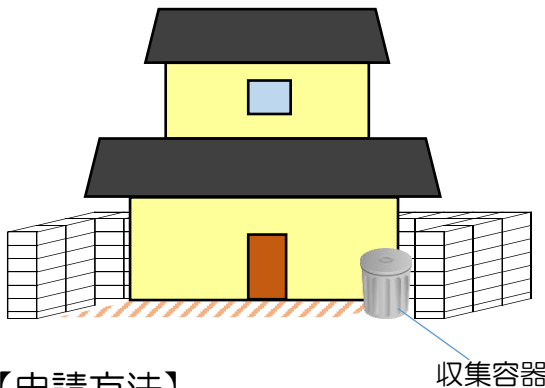
市では、高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業を行っています。

利用者は事前にご用意いただいたごみ収集容器（ポリバケツ等）に、決められた収集曜日や時間にかかわらず、ごみや資源物を出すことができます。

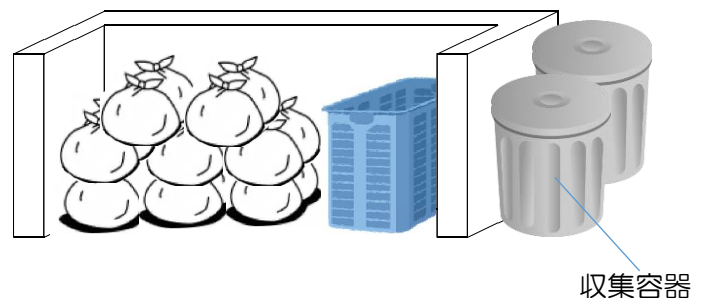
対象になる世帯・・・身近な方等の協力を得てもなお、市が定めた収集・回収曜日および排出時間までに家庭廃棄物の排出が困難で、次の①～④のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯。

- ① 要介護状態区分が要介護4又は要介護5の認定を受けた方
- ② 身体障害者手帳1級又は2級の認定を受けた方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けた方
- ④ 愛の手帳の交付を受け、障害の程度が1度又は2度の方

戸建ての場合…戸別に排出



集合住宅の場合…集積所などに容器を設置



【申請方法】

利用申請書に必要事項をご記入の上、対象要件に該当することがわかる書類（世帯全員分）を添えて、ごみ対策課までご持参ください。なお、申請書等を含めた詳細は市ホームページに掲載しています。



▲ ごみサポの
QRコード

※コロナ感染拡大防止のため、ご来庁の際には
事前にご連絡ください。

お申込み・お問い合わせは、

東久留米市 ごみ対策課

八幡町2-10-10

☎473・2117

午前9時～午後5時

（ただし、正午から午後1時を除く）

（※土曜・日曜日、祝日を除く）